

## ごみ出しが困難な高齢者等への支援の充実に向けた社会実験について

本市では、家庭ごみの安全かつ効率的な収集のため、定点収集（定点：地域で決めていただいたごみ集積場所）を原則としています。同時に、定点へのごみ出しが困難な高齢者等への支援として、一定の要件を満たす世帯に対し、週に一度、御自宅前までごみの収集に伺う、京都市ごみ収集福祉サービス（通称「まごころ収集」）を平成 20 年から全市で実施し、現在、約 4,600 世帯の方にサービスを御利用いただいています。

しかしながら、現状のまごころ収集の要件に当てはまらないものの、ごみ出しの支援を必要とされている高齢世帯等が一定数存在していると思われることや、今後、更なる高齢化の進展や単身世帯の増加等により、支援を必要とされる方の増加が見込まれます。

そこで、引き続き定点収集を維持するためにも、ごみ出しが困難な高齢世帯等について、必要とされる方に確実かつ安定的に支援を届けることや、フレイル予防の視点も考慮しながら、まごころ収集の要件の緩和等を検討しているところです。

今年度は、令和 9 年度からの全市展開を見据え、社会実験を行う地域（学区）を選定し、御利用を希望される世帯数や運用上の課題を把握するための社会実験を実施しますので、その概要を御報告します。

### 1 実施内容（現行制度は別紙参照）

#### (1) 社会実験の期間

令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月末まで

（期間終了後、全市展開までの間も社会実験の利用者には継続してサービスを提供予定）

#### (2) 拡充内容

##### ア 対象要件の緩和

対象要件を以下のとおり緩和する。

- ・ 介護保険法による「訪問介護若しくは第 1 号訪問事業(介護予防・日常生活支援総合事業で実施する訪問型サービス)利用者」を「介護保険サービス利用者」とする。
- ・ 障害者総合支援法による「ホームヘルプサービス利用者」を「障害福祉サービス利用者」とする。

##### イ 対象品目の追加

対象品目に「小型家電」、「古着」、「電池類（リチウムイオン電池を含む。）」を追加

### (3) 社会実験の対象地域

#### ア 地域選定の考え方

第1号被保険者数に占める通所型に分類されるサービスの利用率が高い圏域(介護保険法により設定することとされており、本市では複数の学区をまとめたもの)を行政区ごとに抽出し、その圏域内で高齢化率が最も高い学区を選定

#### イ 選定学区

北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
楽只	仁和	岡崎	朱雀第七	月輪	勧修	淳風
南区	右京区	西京区	洛西支所	伏見区	深草支所	醍醐支所
南大内	北梅津	川岡	境谷	向島藤ノ木	深草	北醍醐

#### ウ 想定対象者数

社会実験の対象者は、上記「イ 選定学区」全体で2,000名以上と想定

### (4) 検証内容

- ア 申請世帯数(想定との差、対象要件の妥当性)
- イ 対象品目の追加の内容が対象者の要望にかなうものになっているか
- ウ その他、全市展開した場合を見据えた運用上の課題

### (5) 申請手続

申請手続は、現行サービスと同様、介護事業所等を通じて行っていただく。ただし、申請書の提出については、申請時の負担軽減などを目的に、社会実験では、現在の窓口持参又は郵送に加えて、オンライン申請を導入する。

なお、オンライン申請の導入による追加経費は発生しない。

## 2 周知方法

対象要件を満たす方に確実に周知できるよう、周知チラシの各戸回覧に加え、本市の広報媒体の活用及び関係団体等への周知などを行う。

<本市の広報媒体の活用>

- ・ 周知チラシの各戸回覧
- ・ 京都市情報館での周知

<介護サービス等事業所及び関係団体等を通じた周知>

地域包括支援センターや社会福祉協議会、自治連合会等の関係団体に情報提供のうえ、各介護サービス等事業所等に情報提供及び要件を満たす利用者への案内を依頼

## 3 今後のスケジュール(予定)

- |          |  |
|----------|--|
| 令和8年7月上旬 | 報道発表及び各関係団体への情報提供  |
| 7月中旬     | 募集開始(募集締切:8月末) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各介護サービス等事業所等に情報提供及び案内依頼</li><li>・ 周知チラシの各戸回覧(選定学区内)</li></ul> |
| 10月1日    | 社会実験開始(～令和9年3月末)   |
| 令和9年4月以降 | 社会実験結果の検証  |
| 10月1日    | 全市展開(想定)   |

## 京都市ごみ収集福祉サービス（通称「まごころ収集」）の現在の事業内容

### 1 事業概要

年齢などを理由に定点までのごみの排出が困難な方への支援として、週に一度自宅前までごみの収集に伺うサービス。ごみの排出がない場合、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンを利用した声掛けを行っている。

### 2 対象要件

次の(1)～(5)を全て満たす方

- (1) 京都市内に居住する世帯であること。
- (2) 世帯員のいずれかが以下のア又はイに該当すること。
  - ア 介護保険法による訪問介護若しくは第1号訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業で実施する訪問型サービス）を利用していること。
  - イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用し、かつ、ホームヘルプサービスを利用していること。
- (3) 世帯全員が65歳以上の者、障害者又はこれらに準じる者で構成されていること。
- (4) 定期的に収集するごみを所定の時間及び排出場所へ排出することが困難であること。
- (5) 定期的に収集するごみの排出について、親族又は近隣在住者等の協力が得られないこと。

### 3 対象品目

定期的に収集する5種類のごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみ）

### 4 申請手続

ケアマネジャーが所属する介護事業所等を通じて、まち美化事務所へ申請（窓口申請又は郵送申請）。本市職員による面談等で要件審査を行ったうえ、サービスを開始する。

### 5 利用世帯数（令和7年度末）

4,607世帯